

## 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間の明確化に関する特記仕様書

### 第1条（専任規程）

建設業法施行令第27条（昭和31年政令第273号）に定める工事現場に置く主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）は、請負代金が3千5百万円（建築一式工事である場合にあっては、7千万円）以上の建設工事については、工事現場ごとに専任の者でなければならない。

### 第2条（専任を要しない期間の設定）

以下期間については、建設工事の適正な施工を確保しつつ、建設業の生産性の向上を図るため、監理技術者等の専任を要しないものとする。

#### 〈記載例〉

##### ① 現場施工に着手するまでの期間に関する記載例

###### 【現場施工に着手する日が確定している場合】

- 請負契約の締結の日の翌日から平成〇〇年△△月××日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

###### 【現場施工に着手する日が確定していない場合】

- 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。

##### ② 出来形確認に係る協議が終了してから契約書に定める工事終期日までの期間に関する記載例

- 監督員との出来形確認に係る協議が終了してから工事検査日までの、工事現場が実質的に稼働していない期間において、受注者からの申出を発注者が承諾した以降は、工事検査、臨機の対応等を行う日を除き、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

##### ③ 検査終了後の期間に関する記載例

- 工事完成後、検査が終了し（完成届提出日から14日以内に検査を行わなかった等、発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（「工事完成検査済証」における日付）とする。